都市計画道路大宮岩槻線(大和田工区)事業認可に関する説明会 議事要旨

- 1. 開催日時 令和 4 年 3 月 23 日 (水) 午後 7 時~午後 8 時 令和 4 年 3 月 25 日 (金) 午後 7 時~午後 8 時
- 2. 開催場所 さいたま市立大宮東公民館 2階 レクリエーションホール
- 3. 配布資料
 - ①次第
 - ②説明会資料
 - ③用地補償のあらまし
- 4. 次第
 - ① 開会
 - ② あいさつ
 - ③ 職員紹介
 - ④ 事業認可説明
 - (1)事業概要について
 - (2) 事業認可について
 - (3) 用地補償について
 - ⑤ 質疑応答
 - 6 閉会

5 摘要

【用地補償について】

- Q. 個別説明の時期はいつ頃となりますか。
- A. 今後、個別丈量図を各土地の権利者にお渡しすることとなりますが、その際に 事業への協力のご意向を確認いたします。

その後、ご意向に沿って、各権利者に説明に伺い、時期を調整しながら 用地取得の作業を進めることとなります。

- ※個別丈量図:お持ちの土地ごとの用地取得の面積を示した図面
- Q. 土地を更地の状態にして市に引き渡すと伺いましたが、更地にする際の建物の 解体費用や廃材の処分費用はどのようになりますか。
- A. 物件調査により、建物等の撤去が必要となった場合、建物の解体費用や廃材の 処分費用を含めて補償費用を支払うこととなります。
- Q. 残地は買い取ってくれますか。
- A. 基本的に残地の買い取りは行いません。

事業用地を買収されることで残地の価値が減少する場合、金銭補償の対象となることはあります。

また、一例として、裏の土地の権利者が残地の取得を希望する場合、 市が間に入ることで残地を取得する場合がありますが、土地ごとに 残地の状況が異なるため、個別での対応となります。

